

## みずほプレミアムクラブ規定

「みずほプレミアムクラブ」は、みずほプレミアムクラブ規定(以下、「本規定」といいます。)に従い、次の要領で取り扱います。

### 第1条 対象

みずほプレミアムクラブは、次の条件を全て充足し、当行所定の入会手続を完了した個人のお客さま(以下、「みずほプレミアムクラブ会員」といいます。)に提供されるサービスです。なお、下記のお預り資産および預金残高には一部の商品が対象とならない場合がございます。

①当行ならびに所定のお届出をいただいたみずほ信託銀行およびみずほ証券でのお預り資産の合計額が3,000万円以上であること

②当行でのご預金の残高が500万円以上であること

③当行がみずほプレミアムクラブ会員として適当と認めること

### 第2条 金融サービス

みずほプレミアムクラブ会員は、当行所定の金融サービスを受けることができます。ただし、一部の店舗、取引種類、口座等における取引については、金融サービスの対象外となる場合があります。

### 第3条 その他サービス

- みずほプレミアムクラブ会員には、当行が提供するその他サービスを景品として提供することがあります。
- その他サービスの利用にあたっては、各サービス毎に定めるサービス利用規約に従うものとします。
- みずほプレミアムクラブ会員には、当行が業務委託する株式会社ベネフィット・ワンおよび同社が提携する会社(以下「サービス提供会社」といい、株式会社ベネフィット・ワンと合わせて「当行の業務委託先等」と総称します。)が提供するサービスを一定期間利用することができる特典(以下、「会員特典」といいます。)を提供することがあります。
- 会員特典は、サービス提供会社が一切の責任を持って提供するものであり、みずほプレミアムクラブ会員とサービス提供会社との間において生じたトラブルについて当行は一切の責任を負いません。
- 会員特典の利用にあたっては、サービス提供会社の規約に従うものとします。

### 第4条 個人情報の交換利用・提供について

- 当行の業務委託先等が、みずほプレミアムクラブ会員に、みずほプレミアムクラブにかかるサービスを提供するため、当行は当行の業務委託先等に対して、必要な保護措置を講じた電子データ等により、次の情報を提供いたします。

【提供する情報の内容】

みずほプレミアムクラブ会員の住所・氏名・生年月日・電話番号・みずほプレミアムクラブ会員番号等、当行の業務委託先等がみずほプレミアムクラブ会員に対してサービスを提供させていただくために必要な情報。

- 上記(1)による当行の情報提供について、停止を希望されるみずほプレミアムクラブ会員は、その旨をお取引店に申し出るものとし、その場合、当行は情報提供を停止するものとします。ただし、その場合は、みずほプレミアムクラブのサービスはご利用いただけなくなりますので、ご了承ください。

- 当行は、法令、裁判手続その他の法的手続、または監督官庁により、みずほプレミアムクラブ会員の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

### 第5条 届出事項の変更等

- みずほプレミアムクラブ会員は、氏名、住所、電話番号、印章、その他の届出事項に変更がある場合は、当行所定の方法により直ちに当行に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
- 届出のあった住所あてに当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それにより生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

### 第6条 契約期間

みずほプレミアムクラブの契約期間は、次条第2項に定める本契約の成立日(以下「入会日」といいます。)から翌年の1月31日までとします。なお、会員資格は当行所定の方法により、毎年7月から9月の各末日の3時点を基準に見直しを行い、当該見直しの結果、第1条各号の条件を充足すると当行が認めた場合に翌年2月1日から翌々年1月31日まで更新されます。

### 第7条 本契約の成立等

- みずほプレミアムクラブの利用を希望されるお客さまは、本規定の内容を理解し、本規定の各条項を承認の上で、当行所定の方法により、みずほプレミアムクラブへの入会を申し込むものとします。
- 当行が前項の入会申込を受領し、当行所定の方法により入会手続を完了したときに、当行と当該お客さまとの間で、みずほプレミアムクラブのサービス利用に係る契約(以下「本契約」といいます。)が成立するものとし、その成立日を前条に定める入会日とします。
- 第2条および第3条に基づきみずほプレミアムクラブ会員に提供される各種サービスの提供開始時期は、みずほプレミアムクラブ会員が入会日以降、当該サービスごとに当行または当行の業務委託先等が別途定める条件をを満たした日以降に利用可能となります。

### 第8条 解約等

- 本契約は、みずほプレミアムクラブ会員または当行の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします。また、みずほプレミアムクラブ会員がみずほプレミアムクラブにおける代表利用口座の口座解約を行った場合、または第4条第2項に基づき情報提供の停止を申し出た場合は、自動的にみずほプレミアムクラブは解約されるものとします。
- 前項の規定にかかわらず、当行が必要と認める場合には、みずほプレミアムクラブ会員は即時に解約できない場合があります。
- 第1項の規定により、当行の都合により本契約を解約したときは、郵送、電子メール送信等でみずほプレミアムクラブ会員あてに通知いたします。
- みずほプレミアムクラブ会員が次の各号にひとつでも該当する場合は、当行はいつでもみずほプレミアムクラブ会員に通知することなく本契約を解約または本契約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができます。

- みずほプレミアムクラブ会員が当行に対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合
- みずほプレミアムクラブ会員に相続の開始があった場合
- みずほプレミアムクラブ会員が本規定や当行と他の取引|約定に違反した場合など、当行が本契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合
- 住所変更の届出を怠るなど、みずほプレミアムクラブ会員の責めに帰すべき事由によって当行においてみずほプレミアムクラブ会員の所在が不明となった場合
- みずほプレミアムクラブ会員に支払の停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があった場合
- みずほプレミアムクラブの契約はみずほプレミアムクラブ会員お一人につき、各一契約とします。万一米ずほプレミアムクラブ会員お一人につき二契約あることが判明した場合、当行はその二契約のうち任意の一契約を解約できるものとします。
- 国内非居住者についてはみずほプレミアムクラブのご利用ができません。

### 第9条 反社会的勢力の排除

- 当行との各種預金取引その他の取引や当行が提供する各種サービス等(みずほプレミアムクラブの会員サービスを含む。以下、これらの取引やサービスを総称して「取引」といい、取引に係る契約・約定・規定を「原契約」といいます。)は、第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第2項各号の一にでも該当すると当行が判断する場合には、当行は取引をお断りするものとします。
- 次の各号の一にでも該当すると当行が判断し、お客さま(この規定においては取引にかかる代理人および保証人を含みます、以下同じ)との取引を継続することが不適切であると当行が判断する場合には、当行はお客さまに通知することなく取引を停止し、またはお客さまに通知することにより原契約を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額をみずほプレミアムクラブ会員が支払うものとします。

①お客さまが取引の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、また次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合。

- 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかの一にでも該当する行為をした場合

- 暴力的な要求行為
- 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- その他A～Dに準ずる行為

- 本条は、原契約に基づく当行の権利行使を何ら妨げるものではなく、本条と抵触しない原契約の各条項の効力を変更するものではありません。また、本条は、原契約と一体をなすものとして取扱われるものとします。

### 第10条 譲渡・質入等の禁止

本契約に基づくみずほプレミアムクラブ会員の権利は、譲渡、質入、または第三者への貸与等はできません。

### 第11条 免責事項

- 当行が申込書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いを行った場合は、それらの書面につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- 災害・事変等当行の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、サービスの取扱が遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- 前二項において当行の責めに帰すべき事由がある場合、特別損害については、当行の予見可能性の有無にかかわらず、当行は一切の責任を負いません。ただし当行に故意または重大な過失がある場合はこの限りでないものとします。
- 第2条および第3条に基づき当行および当行の業務委託先等が提供するサービスの内容は変更される場合があります。また、これらのサービスの提供は当行または当行の業務委託先等の都合で終了する場合があります。これらのサービスの内容変更または終了によりみずほプレミアムクラブ会員に万一なんらかの損害が生じたとしても、当行および当行の業務委託先等は一切の責任を負いません。
- 第8条第1項、第4項または第5項に基づき、当行が本契約を解約した場合、または本契約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止した場合、当該解約等によって生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
- 次条第3項に基づきみずほプレミアムクラブ規定は変更されることがあります。この変更によって生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。
- みずほプレミアムクラブ会員が希望するサービスを当行が提供できない場合、当行および当行の業務委託先等はそれに対し如何なる責任も負わないものとします。
- サービスに関して、みずほプレミアムクラブ会員の有する苦情およびみずほプレミアムクラブ会員の被った被害(例えばみずほプレミアムクラブによる特典であろうと業務委託先等による特典であることを問わず、みずほプレミアムクラブ会員が受けるサービスが不適切であったことに関して、会員の有する苦情や被った被害)に対し、当行および当行の業務委託先等はそれに対し如何なる責任も負わないものとします。

